

平成30年 第1回

仁木町議会定例会会議録

(3日目)

開 議 平成30年3月20日(火)

閉 会 平成30年3月20日(火)

仁 木 町 議 会

平成30年第1回仁木町議会定例会（3日目）議事日程

◆日 時 平成30年3月20日（火曜日）午後1時30分 開議

◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員会委員長報告

日程第3 報告第1号 平成30年度各会計予算特別委員会審査報告書

日程第4 意見案第1号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削予算の確保を求める意見書

日程第5 意見案第2号 所有者不明土地の利用を求める意見書

日程第6 意見案第3号 バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書

日程第7 委員会の閉会中の継続審査

日程第8 委員会の閉会中の所管事務調査

平成30年第1回仁木町議会定例会（3日目）会議録

開 議 平成30年3月20日（火） 午後 1時30分
閉 会 平成30年3月20日（火） 午後 2時15分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 上 村 智 恵 子

出席議員（8名）

1 番 佐 藤 秀 教 2 番 嶋 田 茂 3 番 住 吉 英 子
4 番 野 崎 明 廣 5 番 宮 本 幹 夫 6 番 林 正 一
8 番 上 村 智 恵 子 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（1名）

7 番 水 田 正

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	教 育 長	角 谷 義 幸
副 町 長	林 幸 治	教 育 次 長	泉 谷 享
総 務 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 吉 洋
財 政 課 長	岩 井 秋 男	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(新 見 信)
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	監 査 委 員	原 田 修
企 画 課 長	嶋 井 康 夫		
住 民 課 長	川 北 享		
ほ け ん 課 長	岩 佐 弘 樹		
農 政 課 長	鹿 内 力 三		
建 設 課 長	可 児 卓 倫		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
総 務 議 事 係 主 事 干 場 雅 矢

開 議 午後 1時30分

○議長（横関一雄）皆さん、お疲れさまです。

これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は8名です。水田議員より欠席する旨の届け出がありました。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

3月12日に引き続き、2番・嶋田議員及び3番・住吉議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。住吉委員長。

○議会運営委員長（住吉英子）皆さん、お疲れさまです。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。去る3月16日金曜日に議会運営委員会を開催し、今定例会の追加議案の取り扱い等、議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、追加付議事件について申し上げます。報告1件が追加で付議されてございます。

次に、議事進行について申し上げます。日程第2までは、これまでと同様に進めます。日程第3・報告第1号『平成30年度各会計予算特別委員会審査報告書』につきましては、3月12日に委員会付託された議案16件の一括報告を受けた後、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第4から第6の意見書につきましては、先に決定のとおり進めます。日程第7・委員会の閉会中の継続審査、日程第8・委員会の閉会中の所管事務調査につきましては、先に決定のとおり進めます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 報告第1号

平成29年度各会計予算特別委員会審査報告書

○議長（横関一雄）日程第3、報告第1号『平成30年度各会計予算特別委員会審査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。宮本委員長。

○予算特別委員長（宮本幹夫）それでは、平成30年度各会計予算特別委員会審査報告書について、ご説明申し上げます。

別冊議案書2の1ページでございます。報告第1号、予算特別委員会審査報告書。平成30年3月20日提出、平成30年度各会計予算特別委員会 委員長 宮本幹夫。記といたしまして、平成30年3月12日付託、付託事件につきましては、平成30年第1回仁木町議会定例会で付託となりました議案第5号の条例制定、議案第6号及び議案第7号の条例改正、議案第8号ないし議案第16号の指定管理者の指定、議案第17号ないし議案第20号の平成30年度一般会計及び3特別会計の予算でございます。

2ページをお開き願います。3月16日付、横関議長あての委員会報告書でございます。平成30年度各会計予算特別委員会審査報告書。審査の結果、議案第5号ないし、議案第20号は、すべて可決すべきものと決定した旨、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたしました。

4ページをお開き願います。審査報告書でございます。要旨を説明いたします。付託案件の内容につきましては、先に説明いたしました付託案件、合計16件の可否についての審査でございます。委員会開催日、委員会出席者につきましては、記載のとおりでございます。

次に、5ページでございます。委員会条例第18条の規定により出席を求めた者、並びに事務局出席者につきましては、記載のとおりでございます。審査の経過につきましては、第1回仁木町議会定例会において、議長を除く議員8名により構成する平成30年度各会計予算特別委員会が設置され、町長をはじめ副町長、教育長他各関係課長ら説明員の出席を求め、町長より提出のあった条例制定・条例改正、指定管理者の指定議案、一般会計及び3特別会計の予算書、予算説明資料について一括して説明を受け、議案ごとに、質疑を行い、その重要性、緊急性、熟度、波及効果等を総合的に判断し、4日間にわたり、審査を実施したものでございます。

6ページをお開き願います。審査の内容につきましては、議案第5号の仁木町予約制バス運行条例の制定及び議案第6号の仁木町職員の給与に関する条例の一部改正の審査では、質疑及び討論はありませんでした。議案第7号、仁木町国民健康保険税条例の一部改正の審査では、都道府県化に伴う本町のメリット、財政調整基金の保有状況などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第8号から議案第16号までの指定管理者の指定議案9件の審査では、町内業者の活用状況、人件費の内容、指定管理者制度導入の経緯、指定管理者選定の選考基準、指定管理期間終了後の施設の現状復帰基準、指定管理施設の役割、今後の施設のあり方などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第17号の一般会計予算の審査では、町有遊休地の保有状況及び町有地貸付に関する資料を求め、歳出では、人事評価制度導入の成果、地域公共交通網形成計画事業の概要、地域おこし協力隊起業支援助成金の目的、町有遊休地の活用方法、認知症初期集中支援チーム員等報酬の内容、生活支援コーディネーターの役割、敬老会の周知方法、ピロリ菌対策事業の内容、北海道農業次世代人材投資事業の概要、新規就農受入協議会の取組、有害鳥獣駆除の実施状況、ワインツーリズム循環バス実証実験の内容、観光協会事務局長採用の経緯、ふれあい39外壁改修に係る調査方法、ふれあい遊トピア公園パークゴルフ場の管理状況、今後の道路整備計画、防災行政無線の設置状況、災害用備蓄食料の保管状況、消防団員確保の方策、校外学習事業の効果、フッ化物洗口の内容、今後の町民スキー場の動向、後志管内における学校給食費の状況などについての質疑・確認があり、歳入では、今後の行財政運営への考え方などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第18号の国民健康保険事業特別会計予算の審査では、質疑及び討論はありませんでした。議案第19号の簡易水道事業特別会計予算の審査では、配水管の管理状況などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第20号の後期高齢者医療特

別会計予算の審査では、質疑及び討論はありませんでした。

次に7ページでございます。決定事項でございます。議案第5号、仁木町予約制バス運行条例の制定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。議案第6号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。議案第7号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。議案第8号、仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。議案第9号、仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。議案第10号、仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。議案第11号、計然別生活館の指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。議案第12号、仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。議案第13号、仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。8ページをお開き願います。議案第14号、仁木町山村開発センターの指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。議案第15号、農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。議案第16号、仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。議案第17号、平成30年度余市郡仁木町一般会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。議案第18号、平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。議案第19号、平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。議案第20号、平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

本特別委員会において、以上のとおり決定しましたので、仁木町議会会議規則第76条の規定により、報告いたします。平成30年3月16日。仁木町議会議長 横関一雄様。平成30年度各会計予算特別委員会 委員長 宮本幹夫。以上で報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

宮本委員長、自席へお戻りください。

これより討論・採決を行います。

付託議案第5号

仁木町予約制バス運行条例の制定について

○議長（横関一雄）それでは、議案第5号、『仁木町予約制バス運行条例の制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町予約制バス運行条例の制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『仁木町予約制バス運行条例の制定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第6号

仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）次に、議案第6号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第7号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第7号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第8号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第8号『仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第9号

仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第9号『仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第10号

仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第10号『仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第11号

然別生活館の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第11号『然別生活館の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『然別生活館の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『然別生活館の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第10号

仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第12号『仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号、『仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第13号

仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第13号『仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第13号『仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第13号『仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第14号

仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第14号『仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第14号『仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第14号『仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第15号

農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第15号『農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第15号『農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第15号『農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第16号

仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第16号『仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第16号『仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第16号『仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第17号

平成30年度余市郡仁木町一般会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第17号『平成30年度余市郡仁木町一般会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第17号『平成30年度余市郡仁木町一般会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第17号『平成30年度余市郡仁木町一般会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第18号

平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第18号『平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第18号『平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第18号『平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第19号

平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第19号『平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第19号『平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第19号『平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。

付託議案第20号

平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第20号『平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第20号『平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第20号『平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 意見案第1号

洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削予算の確保を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第4、意見案第1号『洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道

掘削予算の確保を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉議員。

○3番（住吉英子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の7ページです。意見案第1号、洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削予算の確保を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成30年3月9日提出。提出者は私、住吉英子。賛成者は、野崎明廣議員です。意見書の内容につきましては、8ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第1号『洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削予算の確保を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第1号『洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削予算の確保を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第5 意見案第2号

所有者不明土地の利用を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第5、意見案第2号『所有者不明土地の利用を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉議員。

○3番（住吉英子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の9ページです。意見案第2号、所有者不明土地の利用を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成30年3月9日提出。提出者は私、住吉英子。賛成者は、嶋田茂議員です。意見書の内容につきましては、10ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第2号『所有者不明土地の利用を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第2号『所有者不明土地の利用を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第6 意見案第3号

バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第6、意見案第3号『バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書』を、議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。住吉議員。

○3番（住吉英子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の11ページです。意見案第3号、バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。平成30年3月9日提出。提出者は私、住吉英子。賛成者は、嶋田 茂議員です。意見書の内容につきましては、12ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第3号『バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第3号『バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第7 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第7『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

住吉議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第8 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第8『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時11分

再 開 午後 2時11分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

平成30年第1回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には、本定例会に提案いたしました案件につきまして、格別なご審議の下ご可決を賜り、心より感謝を申し上げます。

新年度に向けて気持ちを新たに職員一同取り組んでまいり所存でございます。この度の定例会開会時に私は冒頭の挨拶の中で、相手に思いを伝える手段として、言葉や行動は必要不可欠であるという話をさせていただきました。このことについて補足させていただきますが、言葉と行動というのは、『言行一致』ということわざがありますように、他者から信頼を得る基盤であります。特に私たち政治家という立場を評価する基準として、この言行一致は重視されるものであります。現在、西郷隆盛の半生が描かれた大河ドラマが放映されておりますけれども、西郷隆盛が座右の銘として読んでいた、言志四緑という書物の中には次のような言葉が書かれております。「人から信用されることは難しい。いくらうまいことを言っても人は言葉ではなく行動を信じるからだ。もっと言えば行動ではなく、心を見ているのだ。」とありますが、言葉と行動どちらか一方だけでは相手に伝わりづらく両立させることにより成立するものだと言えます。さ

らに言えば、言葉や行動にも心や思いがなければ成就しづらいとも言えます。仁木町の「仁」という言葉は皆さんご承知のとおり、思いやり慈しみという意味がございます。特に、儒教の世界では最高特目であり、他人と親しみ、思いやりの心をもって共生を実現しようとする実践倫理の言葉として存在しております。我が町の町民憲章の中には、「思いやりの心を込めて互いに助け合い、励まし合う温かい町にします。」とありますように、今後もこの精神を忘れずに、心ある言動を皆さんと共に興してまいりたいと強く思っているところでございます。

結びに、年度末に入り何かとご多用とは存じますが、議員各位にはくれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げますとともに、新年度を迎えるにあたり、議員の皆様がますますご活躍されますことを心よりご祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

長い間、協議いただきましてありがとうございます。南の方から桜前線が上がってきておりますけれども、まだまだ北海道は冬が続いております。どうぞ、お風邪をひかないように、体にご留意されまして、ますます日ごろのお仕事に励むように頑張ってください。

平成30年第1回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変ご苦勞様でした。

閉 会 午後 2時15分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成30年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成30年3月9日～3月20日（12日間）

3日目 平成30年3月20日（火）

（開議～午後1時30分／閉会～午後2時15分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第1号	平成30年度各会計予算特別委員会審査報告書		
	付託議案第5号 仁木町予約制バス運行条例の制定について	H30. 3. 20	原案可決
	付託議案第6号 仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	H30. 3. 20	原案可決
	付託議案第7号 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	H30. 3. 20	原案可決
	付託議案第8号 仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について	H30. 3. 20	原案可決
	付託議案第9号 仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について	H30. 3. 20	原案可決
	付託議案第10号 仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について	H30. 3. 20	原案可決
	付託議案第11号 然別生活館の指定管理者の指定について	H30. 3. 20	原案可決
	付託議案第12号 仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について	H30. 3. 20	原案可決
	付託議案第13号 仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について	H30. 3. 20	原案可決
	付託議案第14号 仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について	H30. 3. 20	原案可決
	付託議案第15号 農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について	H30. 3. 20	原案可決
	付託議案第16号 仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について	H30. 3. 20	原案可決
	付託議案第17号 平成30年度余市郡仁木町一般会計予算	H30. 3. 20	原案可決
	付託議案第18号 平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算	H30. 3. 20	原案可決
	付託議案第19号 平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算	H30. 3. 20	原案可決
	付託議案第20号 平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算	H30. 3. 20	原案可決
意見案第1号	洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削予算の確保を求める意見書	H30. 3. 20	原案可決
意見案第2号	所有者不明土地の利用を求める意見書	H30. 3. 20	原案可決
意見案第3号	バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書	H30. 3. 20	原案可決

